

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
7 年 第 10 号	7 . 2 . 1 3	政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望 「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、30 以上の自治体で実態調査が行われた。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員が、おしなべて3割（3人に1人）以上にのぼっている。例えば東京都港区（令和6年11月実施）では、勧誘をうけた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割になった。これは、議員から職員への「党機関紙の購読強要の実態」であり、庁舎内でハラスメントとして慢性化している証左である。 また、職員の自由記述を求めた自治体アンケートの結果もぜひ確認してほしい（参考資料参照）。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはなかった。実態把握を実施していない自治体の多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスは「なかったこと」にされ続けている。 一連の調査で明らかになったことは、勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中していることである。令和7年も3月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、心配して今回の要望書を出している。むろん、一連の調査結果から、全ての会派に当てはまる問題でなく、特定政党に限られる事案であることも承知している。 厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とある。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞には、議員と職員は「事実上の上下関係」とある。 議員と職員は本来的には対等の関係のはずであるが、ハラスメント行為が伴えば、それが歪な関係に転じる。議員が自覚なく圧力をかけているケースもあると思うが、「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば、議会・行政の双方で厳格な対策が求められるのは当然のことである。	パワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会 事務局長 佐々木 一也 外1名	総務企画

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		繰り返すが、議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘することは、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状がある。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっている。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、個人や家庭における経済的負担になっている。 議員による職員に対するパワハラ行為は絶対に放置してはならない。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となった。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も85にのぼる。 茨城県においては、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為がないかどうか、またその勧誘で心理的圧力を感じている職員がいないか、現状把握に努めるようお願いする。 特に、庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可証が必要な行為のはずである。政党機関紙勧誘行為においても、議員の皆様はそのルールを遵守するよう、議会・行政双方で確認することが根本的問題解決につながると当会は考えている。 <要望項目> 1 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、首長と議長との間で確認をお願いする。許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた実態があれば、規則遵守や、ハラスメント問題への厳格な対応が求められている国民の声が大きいことを鑑み、今年から改めてほしい。 2 議長と首長の協議の上、茨城県において「職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり購読することで、心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかの職員アンケートの実施が望ましい」と判断された際は、ぜひ速やかな実態調査をお願いする。		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	送 付 委員会名
		＜参考資料＞ 職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見 【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】 ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。 ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。 ▶ハラスメント相談窓口相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。 ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。 【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】 ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感じていた。 ▶購読しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。 ▶断ると議会対応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。 ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。 【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】 ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。 ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。 ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。 ▶今更、購読を止めるのも苦慮している。 ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。 ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。 ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。		